

# 新規開業資金の概要

		創業枠	創業サポート枠	再挑戦枠
融資対象		<p>独立して創業しようとする方（開業後5年未満の方を含む）で、次のいずれかに該当する方</p> <p>ただし県内で新規に事業を開始しようとする創業者に限る</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内（注①）に個人で創業しようとする方</li> <li>2. 事業を営んでいない個人が創業し、創業後5年未満の方</li> <li>3. 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内（注①）に会社を設立して創業しようとする方</li> <li>4. 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後5年未満の会社</li> <li>5. 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方</li> <li>6. 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後5年未満の会社</li> </ol>	<p>創業枠の対象者に該当する方で、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 金融機関及び経営革新等支援機関※（金融機関を除く）の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方</li> </ol> <p>※中小企業新事業活動促進法に基づき主務大臣の認定を受けた経営革新等支援業務を行う者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 県の創業者等認定制度の認定（担当課：産業技術政策課）またはクラウドファンディング活用支援の対象となり、自ら事業計画を策定して、独立して創業しようとする方</li> </ol>	<p>過去5年以内に経営者として経営状況の悪化により事業廃止又は会社解散を行った経験を有して新たに創業しようとする方（開業後5年未満の方を含む）で、創業枠の1～4のいずれかに該当する方</p>
		（注①）認定特定創業支援事業の支援を受けた場合は6か月以内		
資金使途		設備資金、運転資金		
資 条 件	融資限度額	3,500万円以内 1,3については2,000万円超の場合、超過部分相当の自己資金が必要		2,000万円以内
	融資利率	年1.20%以内 <small>女性、若者、シニア、Uターン者の場合は、融資利率を0.2%軽減 ※融資申込み時点で、若者は35歳未満の方、シニア55歳以上の方、Uターン者は1年前以内に県外から転入された方が対象となります</small>	年0.50%以内	年1.60%以内
	保証の有無	和歌山県信用保証協会の保証を要する		
	保証料率	年0.70%【責任共有制度 対象外】	年0.50%【責任共有制度 対象外】	年0.70%【責任共有制度 対象外】
	融資期間	設備資金、運転資金 10年以内（据置1年以内）		
	償還方法	均等分割償還		
	保証人・担保	和歌山県信用保証協会及び取扱金融機関の所定の条件による		
	申込先	取扱金融機関		

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

## 申込必要書類

	新規開業資金		
	創業枠	創業サポート枠	再挑戦枠
①借入申込書（別記第8号様式）	3 通	3 通	3 通
②協会が定める創業・再挑戦計画書	1	1	1
③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面 （借入申込者及び支援機関が署名押印したもの） …認定経営革新等支援機関による支援を受けた場合  県の創業者等認定制度の認定書又はクラウドファンディング活用支援の対象となったことがわかる書面の写 …県の創業者等認定制度の認定書又はクラウドファンディング活用支援の対象となった場合	—	1  1	—
④建築確認申請書、見積書又は契約書等の写 （設備資金申込時のみ）	1	1	1
⑤納税証明書（県税に未納がないこと） （3か月以内のもの）	1	1	1
⑥法人登記事項証明書（法人のみ） 住民票（本人記載のもの（本籍地不要）個人のみ） （3か月以内のもの）	1	1	1
⑦印鑑証明書 （3か月以内のもの）	1	1	1
⑧事業の開始に際して主務官庁の許認可等を必要とする業種については、当該許認可証等の写し （有効期限内のもの）	1	1	1
⑨事業廃止又は会社解散の日を確認できる書類 事業廃止届、過去の税務申告書の控え等…事業廃止の場合 解散登記のある商業登記簿謄本……………会社解散の場合	—	—	1
その他、協会及び取扱金融機関が必要とする書類	1 式	1 式	1 式

年 月 日

和歌山県知事様  
和歌山県信用保証協会理事長様  
取扱金融機関の長様

住 所  
法人名又は  
商 号  
代表者名  
電話番号

印

## 和歌山県中小企業一般融資借入申込書

和歌山県中小企業融資制度に基づき、下記のとおり資金を借りたいので関係書類を添えて申し込みます。

記

資金の種類		新規開業資金			
		( 1. 創業枠 2. 創業サポート枠 3. 再挑戦枠 )			
借入 申込 金額	設備資金	円	融 資 利 率	年	%
	運転資金	円	融 資 期 間	年以内	
	合 計	円	償 還 方 法 (据置期間)	割 賦 償 還 ( か月)	
借入申込金融機関		支店名			
仕事の内容 (業種)					
資金使途 (具体的に)					
備 考 (対象要件に○を付けて下さい) ※創業枠の利用する場合は申込者要件にも○を付けて下さい		対象要件に○を付けて下さい ( 1. 2. 3. 4. 5. 6. ) 対象要件が1又は3の場合は自己資金を記載して下さい 額 円 申込者要件に○を付けて下さい (女性・若者・シニア・UIターン者・その他)			

※ この融資は信用保証付きであるため、信用保証協会に保証残高があれば融資限度額に制約がある場合があります。融資については金融機関が、また保証については信用保証協会が資金使途、業績、財務内容、資産等を総合的に判断し決定します。ご希望に添えない場合もありますのであらかじめご了承下さい。

※ 創業枠の場合、女性、若者、シニア、UIターンの方は、融資利率の軽減が受けられます。融資申込み時点で、若者は35歳未満の方、シニアは55歳以上の方、UIターン者は1年前以内に県外から和歌山県内に転入された方が対象となります。